

地域金融円滑化のための基本方針

札幌信用金庫は、地域の中小企業および個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでまいります。

1. 取組方針

限定した地域で活動する協同組織金融機関である当金庫にとって、地域の中小企業および個人のお客様への安定した資金供給は最も重要な社会的使命です。

私どもは、お客様からの資金需要や貸付条件の変更等のお申込があった場合には、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて親身かつ真摯に取り組めます。

2. 金融円滑化措置の円滑な実施に向けた体制整備

当金庫は、上記取組方針を適切に実施するため、以下のとおり、必要な体制整備を図っております。

- ・理事会等において、本基本方針・金融円滑化管理方針・金融円滑化管理規程を策定いたしました。また、金融円滑化管理責任者を選任し、金融円滑化管理体制を定めました。(平成 21 年 12 月 25 日実施)
- ・全本支店に金融円滑化相談窓口を設置するとともに、金融円滑化相談責任者・金融円滑化相談担当者を配置いたしました。(平成 21 年 12 月 25 日から)
- ・お客様へのよりきめ細やかな経営改善支援を行うため、既に本部に設置している経営改善支援室の活動強化を図っております。
- ・職員研修等により、お客様の事業価値を見極める能力（目利き能力）の向上を図っております。

3. 他の金融機関との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借入を行っているお客様から貸付条件の変更等の申出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら金融の円滑化に努めてまいります。

4. ご相談体制

(1) 貸付条件の変更等に関するご相談窓口

お取引店の「金融円滑化相談窓口」をご利用ください。

(2) 貸付条件の変更等に関するご要望・苦情窓口

お取引店の「金融円滑化相談責任者」または次の相談窓口をご利用ください。

札幌信用金庫 お客様相談室

「貸付条件の変更等に係る苦情相談窓口」電話番号 0120-56-0027 (直通)